

それでも安倍内閣を支持しますか？ 自民大会で憲法改正発議へ議論主導決める

アメリカの戦争に巻き込まれる危険

異常なアメリカベッタリ

しようか。

アメリカのトランプ大統領は議会演

説で他の政府機関予算を減らし軍事費

を9%（6兆円）増額して60兆円ま

で拡大することを明らかにしました。

さらに、同盟国にも増額を要求する

としています。

日本でも今年度予算で軍事費が5兆円

を超えて、アメリカ製の高い兵器を買う

ことが進んでいます。社会保障関連の

予算が5000億円も削減されること

が提案されています。

軍事対軍事の拡大は一触即発の危機

を招き戦争になることは歴史を見れば

明らかです。

憲法に違反する集団的自衛権として

海外で戦争が起こればアメリカに従い

自衛隊が海外で兵站活動などを行うこ

とがすでに決められています。

日本が再び戦争に参加しないよう、

なんとしても憲法九条を守る必要があるのではないか



自由を壊す共謀罪反対

オリンピックのテロ対策を口実に国民の自由を壊す共謀罪を提出しようと

しています。テロ対策は現行法でいく

らでも取り締まることが出来ます。

この法律は話し合いをしただけでも逮捕出来るどんでもない法律で戦前の治安維持法と変わりません。憲法を変

安倍総理は憲法を改悪することに執念を持っています。

森友学園の「教育勅語」軍国教育を絶賛してやまない安倍総理夫妻にこれ以上続けさせるわけには行けません。

憲法守る、戦争反対の政権をぜひご一緒に作りましょう。

過労死増やす改悪

各地で過労死・過労自殺が相次ぐ悲惨な労働実態が明らかになっていますが、労基署が認定しない「泣き寝入り」も多

数存在します。現行、厚生労働大臣告示によつて1ヶ月の残業時間は原則45時間までとなつてますが労使協定で

年6回まで超えることが出来ます。し

かし政府は上限を年間720時間（月

60時間）にする案を出しています。こ

れでは過労死は防げません。そんなに忙しいのなら雇用を増やす事を求めるのが当たり前ではないでしょうか。

非正規で苦しむ若者が4割を超えています、改善を求める

はどうなるのでしょうか。

さらに丹後半島の米軍Xバンドレーダーは標的になるでしょう。福島の場合メルトダウンは

しても燃料プールはかろうじて無事でした。

自民党などは北朝鮮の脅威をありミサイル

防衛に多額の予算を増やすよう要求しています

がミサイル迎撃は技術的に困難です。本当に脅

威と感じているなら原発は直ちに撤去すべきではないでしょうか。

また、韓国の原発が事故を起こした場合でも大変な被害が日本に及ぶことが指摘されています。

戦争は絶対起こさない立場で中国とも連

携して北朝鮮に経済制裁を強化して平和的な外交で対峙するしかないのではないでしょ

うか。

人類の歴史は自由を獲得するための

え戦争への道を歩むため平和勢力への

弾圧のため使われるるのは明らかです。

人類の歴史は自由を獲得するための

護っています。教育勅語とは明治天皇が国民

（臣民）に命じた文章で父母に孝行・夫婦仲良

く等と云いながら「一旦緩急有れば義勇公に奉じ

皇運を扶翼すべし」と緊急事態が起これば天皇

のために命を捧げ皇室を守ることを求めたもの

です。明治憲法下では天皇主権でしたが現在の

憲法は国民が主人公です。戦後、相容れない文

章で廃止されています。これを復活させるとい

本当に危険なら原発は撤去しかない

日本には50基を超える原発があります。停止しても燃料棒が入っていたり燃料ブールで冷却されているものなど無数の核物質が保存されています。京都周辺の日本海には能登半島・敦賀・美浜・大飯・高浜・島根とたくさん

原発が有りますが、これを攻撃されれば私たち

はどうなるのでしょうか。

さらに丹後半島の米軍Xバンドレーダーは標的になるでしょう。福島の場合メルトダウンは

しても燃料プールはかろうじて無事でした。

自民党などは北朝鮮の脅威をありミサイル

防衛に多額の予算を増やすよう要求しています

がミサイル迎撃は技術的に困難です。本当に脅

威と感じているなら原発は直ちに撤去すべきではないでしょうか。

また、韓国の原発が事故を起こした場合でも大変な被害が日本に及ぶことが指摘されています。

戦争は絶対起こさない立場で中国とも連

携して北朝鮮に経済制裁を強化して平和的な外交で対峙するしかないのではないでしょ

うか。

人類の歴史は自由を獲得するための

え戦争への道を歩むため平和勢力への

弾圧のため使われるるのは明らかです。

人類の歴史は自由を獲得するための

護っています。教育勅語とは明治天皇が国民

（臣民）に命じた文章で父母に孝行・夫婦仲良

く等と云いながら「一旦緩急有れば義勇公に奉じ

皇運を扶翼すべし」と緊急事態が起これば天皇

のために命を捧げ皇室を守ることを求めたもの

です。明治憲法下では天皇主権でしたが現在の

憲法は国民が主人公です。戦後、相容れない文

章で廃止されています。これを復活させるとい

う大臣は直ちに辞任しか有りません。

洛西平和ネット

3月19日は戦争法が強行採決された一昨年9月19日から1年6ヶ月目です。午後4時30分より市役所前で集会とパレードが行われます。ご一緒に参加しましょう。

あなたも憲法9条守る運動に参加してください。

発行 2017年3月19日
事務局 tel・fax075-874-4876

明治憲法と教育勅語 戦前は天皇主権の国日本。 現在は 国家の私物化進める安倍晋三

大日本帝国憲法

1890年（明治23）年11月29日施行

第1章 天皇

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第4条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第5条 天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ

第6条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第7条 天皇ハ帝国議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

第8条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

2 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出スヘシ若議会ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第9条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス

第10条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第12条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第13条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

第14条 天皇ハ戒厳ヲ宣告ス

2 戒厳ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第15条 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス

第16条 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス

第17条 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

2 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ

第20条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

教育勅語の全文通訳

1890年（明治23年）10月31日公表

（戦時下における教育勅語の標準的な口語訳として、文部省図書局の「教育に関する勅語の全文通訳」）

朕がおもふに、我が御祖先の方々が国をお肇めになつたことは極めて廣遠であり、徳をお立てになつたことは極めて深く厚くあらせられ、又、我が臣民はよく忠にはげみよく孝をつくし、國中のすべての者が皆心を一にして代々美風をつくりあげて來た。これは我が國柄の精髓であつて、教育の基づくところもまた實にこゝにある。汝臣民は、父母に孝行をつくし、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に睦び合ひ、朋友互に信義を以て交り、へりくだつて氣隨氣儘の振舞をせず、人々に対して慈愛を及すやうにし、学問を修め業務を習つて知識才能を養ひ、善良有為の人物となり、進んで公共の利益を広め世のためになる仕事をおこし、常に皇室典範並びに憲法を始め諸々の法令を尊重遵守し、万一危急の事が起つたならば、大義に基づいて勇氣をふるひ一身を捧げて皇室國家の為につくせ。かくして神勅のまにまに天地と共に窮りなき宝祚（あまつひつぎ）の御栄をたすけ奉れ。かやうにすることは、たゞに朕に対して忠良な臣民であるばかりでなく、それがとりもなほさず、汝らの祖先のこした美風をはつきりあらはすことになる。

こゝに示した道は、實に我が御祖先のおのこしになつた御訓であつて、皇祖皇宗の子孫たる者及び臣民たる者が共々にしたがひ守るべきところである。この道は古今を貫ぬいて永久に間違がなく、又我が国はもとより外国でとり用ひても正しい道である。朕は汝臣民と一緒にこの道を大切に守つて、皆この道を体得実践することを切に望む。

教育勅語の下線の部分の原文「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」

憲法第九条【戦争放棄、軍備及び交戦権の否認】（安倍内閣は明確に違反しています）

1 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。